

平成18年(2006年)1月23日
建設委員会資料
都市整備部住宅担当
都市整備部地域まちづくり担当

区営住宅等への指定管理者制度導入について

区営住宅等において、以下により指定管理者制度を導入する。

1. 対象施設

施設	規模等
区営住宅	13団地 25棟432戸
福祉住宅	高齢者住宅 8棟130戸 障害者住宅 2棟 26戸
区民住宅	9棟162戸
まちづくり事業住宅	1棟 25戸

2. 指定期間

平成18年9月1日から平成21年3月31日まで(2年7か月間)

3. 指定管理者が行う業務

全ての対象施設を、一つの指定管理者に管理させることとし、その業務範囲は、次のとおりとする。

- (1) 建物等の維持修繕(計画修繕、一般修繕、空き家修繕、環境整備、設備保守)
予定額が130万円を超える工事については、区が示す基準による競争入札実施を義務付ける。
- (2) 入居者から寄せられる修繕要望への対応
- (3) 区営住宅・福祉住宅・区民住宅における入居者募集等の事務
- (4) 滞納者への督促等の業務

4. 応募資格

- (1) 中野区又は隣接区に主たる事業所又は活動の拠点となる営業所等を配置している法人であること。
- (2) 引き続き2年以上、施設の維持管理の業務を行っていること。
- (3) その他(応募の制限等)

5. 今後のスケジュール

- (1) 募集の周知 1月下旬から2月下旬
- (2) 条例改正 第1回定例会
- (3) 申請書受け付け 3月下旬
- (4) 候補者選定 5月下旬
- (5) 指定議案 第2回定例会